

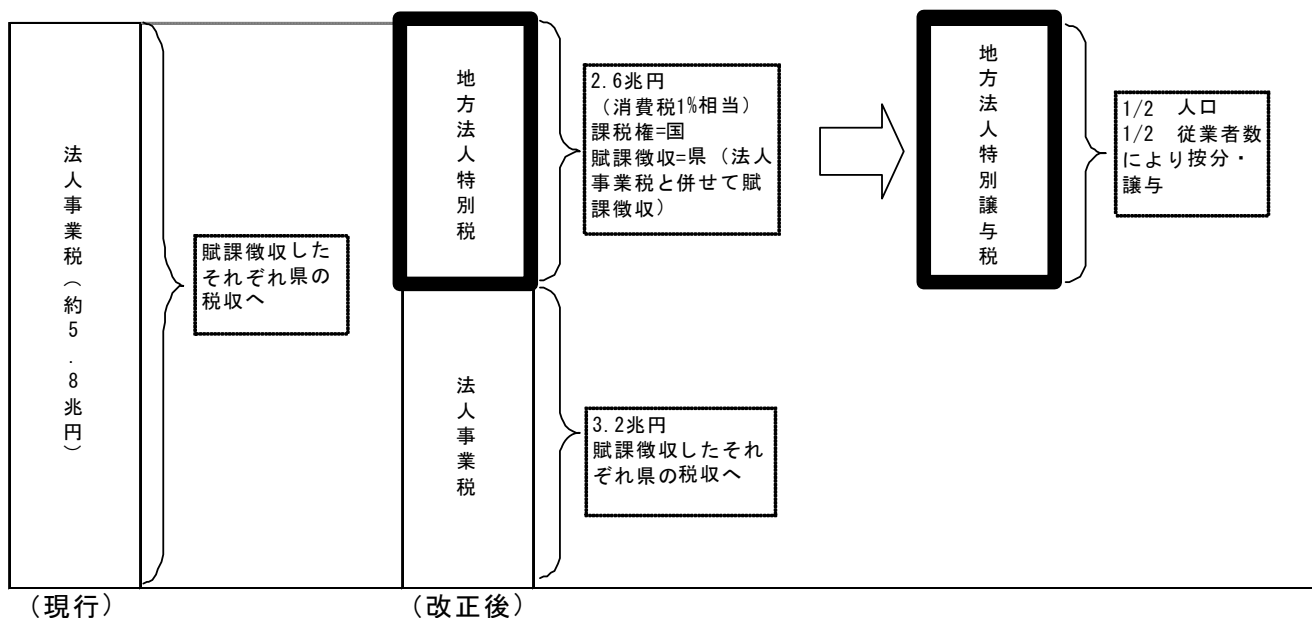
地方法人特別税の創設について

平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。

制度の概要

- 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告納付が必要となります。
- 各法人の法人事業税と地方法人特別税とを合わせた税負担は、原則としてこれまでと変わりません。

＜地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設のイメージ図＞



①法人事業税の改正

- ・法人事業税（所得割・収入割）の標準税率が引き下げられます。

②地方法人特別税(国税)の創設

- ・法人事業税（所得割・収入割）の一部(2.6兆円)を分離し、地方法人特別税(国税)が創設されます。
- ・地方法人特別税は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)に税率をかけて計算します。
- ・都道府県に法人事業税とあわせて申告納付します。
- ・平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

③地方法人特別譲与税の創設

- ・地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与します。
- ・譲与基準は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)です。

地方法人特別税の概要

○納める方

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務のある法人

○税額

基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 地方法人特別税の税率 = 税額

* 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

つまり、課税免除や超過税率が適用されている場合は、標準税率で計算し直します。

○税率

課税標準	税率
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える 普通法人(外形標準課税法人)の基準法人所得割額	148%
外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額	81%
収入金額課税法人の基準法人収入割額	81%

○適用期日

平成20年10月1日以後開始する事業年度及び同日以後の解散(合併による解散を除く)による清算所得について適用されます。(事業年度が1年の場合、平成21年5月の中間申告から適用となります)

○納める時期と方法

法人事業税と同じ申告書・納付書により、県税事務所に申告納付します。

現在の法人事業税・県民税の申告書・納付書に地方法人特別税を記載する欄が追加されます。

予定申告に係る注意事項

平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度については、前年度の地方法人特別税額がないため、経過措置が設けられています。

○平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度

<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × 3. 3

<地方法人特別税> (前事業年度の法人事業税額(各割の合計額) ÷ 前事業年度の月数) × 2. 7

* 外形標準課税法人の場合、所得割、付加価値割、資本割の合計額となります。

○次年度以降

<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × 6

<地方法人特別税> (前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数) × 6

法人事業税の税率

地方法人特別税の創設に伴い、法人事業税(所得割・収入割)の税率が引き下げられます。

○税率表

(平成20年10月1日以後開始する事業年度及び同日以後の解散(合併による解散を除く)による清算所得について適用)

法人区分	課税標準	所得等の区分		税率(%)	
				H20.10.1以後 開始する事業年度	(参考) H20.10.1以前に 開始した事業年度
資本金1億円以下の 普通法人 (一般の法人, 人格の ない社団や財団など)	所得・ 清算所得	所得割	年400万円以下の所得	2.7	5
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	4	7.3
			年800万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人(*1)	5.3	9.6
			清算所得(*2)	5.3	9.6
特別法人 (農業協同組合, 信用 金庫, 医療法人など)	所得・ 清算所得	所得割	年400万円以下の所得	2.7	5
			年400万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人(*1)	3.6	6.6
			清算所得(*2)	3.6	6.6
電気・ガス供給業, 又 は保険業を行う法人	収入金額	収入割	0.7	1.3	
資本金の額又は出資 金の額が1億円を超え る普通法人(外形標準 課税法人)	所得・ 清算所得	所得割	年400万円以下の所得	1.5	3.8
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	2.2	5.5
			年800万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人(*1)	2.9	7.2
			清算所得(*2)	2.9	7.2
	付加価値額	付加価値割	0.48	0.48	
資本金等の額	資本割	0.2	0.2		

*1 3以上の都道府県に事務所又は事業所があり, かつ, 資本金が1,000万円以上の法人については, 所得割の軽減税率は適用されません。

*2 平成20年10月1日以後の解散(合併による解散を除く)による清算所得について適用します。

<問合せ先>

水戸県税事務所 課税第一課	TEL 029-221-4800
常陸太田県税事務所 課税第一課	TEL 0294-80-3311
常陸太田県税事務所高萩支所 課税課	TEL 0293-22-2019
行方県税事務所 課税第一課	TEL 0299-72-0483
土浦県税事務所 課税第一課	TEL 029-822-7212
土浦県税事務所稲敷支所 課税課	TEL 029-892-6111
筑西県税事務所 課税第一課	TEL 0296-24-9192
筑西県税事務所境支所 課税課	TEL 0280-87-1120
県庁 税務課	TEL 029-301-2424